

資料75 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況
(令和3年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2	3	4	5	合 計	工場 ・ 事業場数	2	合 計	工場 ・ 事業場数
			鉱物 ・ 土石 堆積場	ベルト コンベア ・ バケツト コンベア	破砕機 ・ 摩砕機	ふるい			混合機		
乙 訓	向日市			6			6	2			
	長岡京市			7	1		8	2			
	大山崎町				1		1	1			
	小 計			13	2		15	5			
山 城 北	宇治市		2	45	16	6	69	4			
	城陽市		2	20			22	3			
	久御山町										
	八幡市		1				1	1			
	京田辺市		3				3	2			
	井手町			1			1	1			
	宇治田原町										
	小 計		8	66	16	6	96	11			
山 城 南	木津川市										
	笠置町										
	和束町			13	1		14	1			
	精華町			4			4	1			
	南山城村										
	小 計			17	1		18	2			
南 丹	亀岡市		3	66	30	25	124	8			
	南丹市		1	12	1	1	15	3			
	京丹波町			12	2	3	17	1			
	小 計		4	90	33	29	156	12			
中 丹 西	福知山市		17	37	19	7	80	13			
	小 計		17	37	19	7	80	13			
中 丹 東	舞鶴市		29	45	15	10	99	12			
	綾部市		2				2	2			
	小 計		31	45	15	10	101	14			
丹 後	宮津市		11	93	1		105	4			
	京丹後市		4	2	2		8	2			
	伊根町										
	与謝野町					1	1	1			
	小 計		15	95	3	1	114	7			
計			75	363	89	53	580	64			
京 都 市			12	44	19	17	92	20			
合 計			87	407	108	70	672	84			

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。